

伊 勢 市 公 報

第 262 号
平成 28 年 10 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 道路の区域変更について	5
○ 地籍調査の実施について	6
○ 地縁団体の認可について	7
公 告	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	9

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 59 号

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市母子保健法施行細則（平成 25 年伊勢市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 に次のように加える。

- (5) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 76 条第 1 項、附則第 77 条、附則第 80 条、附則第 81 条及び附則第 82 条第 1 項

別表備考 4 (4) 中「民法」の次に「(明治 29 年法律第 89 号)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 110 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 28 年 9 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 平 松 豊

伊勢市柏町 560 番地

変更後 中 西 正 幸

伊勢市柏町 423 番地 1

伊勢市告示第 111 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	船江田尻線	田尻町字里前乙 130 番地先から 田尻町字里前乙 130 番地先まで	旧	4.2~4.5	12.9
			新	4.2~5.5	12.9

伊勢市告示第 112 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

平成28年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

平成28年 9 月 16 日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

宮川 1（宮川 1 丁目、宮川 2 丁目、常磐 1 丁目、浦口 1 丁目、中島 1 丁目及び御菌町高向）

4 調査期間

平成28年 9 月 30 日から平成29年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 113 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

サンパークタウン自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会所等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市上野町 355 番地 7 から 379 番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市上野町 355 番地 62 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

西森 民義

伊勢市上野町 355 番地 196

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 28 年 9 月 23 日

伊勢市公告第 82 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一